

VI 連携型選抜

1 連携型選抜の実施

- (1) 連携型高等学校（宮城県志津川高等学校）は、連携型中学校（南三陸町立志津川中学校，同歌津中学校）からの志願者を対象とした連携型選抜を実施する。
- (2) 連携型高等学校が実施する連携型選抜の募集割合は、普通科にあつては募集定員の90%以内、情報ビジネス科にあつては募集定員の85%以内とする。
- (3) 連携型高等学校は、学科ごとに連携型選抜による入学者の割合及び実施内容等を県教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

2 出願資格

連携型選抜に出願できる者は、次の条件をすべて満たし、連携型中学校の校長（以下「連携型中学校長」という。）が認めた者とする。

- (1) 平成29年3月に連携型中学校を卒業する見込みの者であること。
- (2) 連携型高等学校，学科を志願する動機や理由が明白で適切であること。
- (3) 連携型高等学校，学科に対する適性及び興味・関心を有すること。
- (4) 中学校生活を意欲的に送り、入学後も学校生活を意欲的に送る意志があること。

3 出願制限

出願できる学科は、一つに限る。

4 出願手続

(1) 出願書類

ア 志願者が用意するもの

① 連携型選抜用入学願書及び写真票

入学願書には、入学者選抜手数料として、県立学校条例で定める額の宮城県収入証紙（全日制課程2,200円）を貼付すること。

（注意）収入証紙は消印，割印しないこと。

イ 中学校が用意するもの

② 調査書（様式B）

調査書の「6 欠席の状況」等において特別な事情がある場合は、副申書を添付することができる。

③ 出願者一覧表（様式C） 1通

④ 受験票等送付用封筒 1通

長形3号封筒に、簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの。ただし、受験票の郵送を希望する場合のみ提出すること。

⑤ 結果通知用封筒 1通

角形2号封筒に、簡易書留通常郵便料金分の切手を貼付し、当該中学校の校長名、住所、郵便番号等を明記したもの

(2) 出願書類の提出方法

連携型選抜志願者は、上記(1)の④を連携型中学校長へ提出し、連携型中学校長は②～⑤を加えて、連携型高等学校の校長（以下「連携型高等学校長」という。）に提出する。

なお、出願書類の提出を郵送により行う場合は簡易書留とし、封筒に「連携型選抜願書在中」と朱書すること。

(注意) 上記(1)の④～⑤の出願書類（貼付の宮城県収入証紙のほか、返信用の切手も含む。）は、連携型高等学校においていったん受理した後は、出願期間内であっても返還しないので注意すること。

(3) 出願受付

出願書類を受理した連携型高等学校においては、受験番号を付した受験票を交付する。

(4) 出願者は、連携型中学校長から受験票を受けとる。

5 出 願 期 間

出願受付期間は、1月10日（火）から1月13日（金）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、締切日の1月13日（金）は午前11時までとする（郵送する場合であっても、1月13日（金）午前11時までに必着のこと。）。

6 出 願 者 数 等 の 報 告

連携型高等学校長は、1月13日（金）午前11時の出願締切後直ちに、連携型選抜出願者数等（学科別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。

7 学力検査・面接

- (1) 学力検査・面接は、**2月1日（水）**に連携型高等学校において実施する。学力検査・面接の実施時間等については、連携型高等学校長から連携型中学校長を通じて、受験者に通知する。
- (2) 学力検査・面接の実施について
 - ア 学力検査を実施する教科は、国語、数学及び英語とし、前期選抜の学力検査問題を用いる。
 - イ 面接の内容及び時間については、適切なものとなるよう考慮すること。
 - ウ 面接は、複数の担当者で実施し、実施に当たっては、客観的かつ公平であるよう配慮すること。
 - エ 口頭による試問、英語による面接を実施する場合は、上記イ、ウに準ずること。

8 選 抜

- (1) 選抜は、調査書、学力検査及び面接の結果等に基づく総合的な審査により行う。
- (2) 連携型高等学校長は、前期選抜による合格者の数が前期選抜の募集人数に満たない場合、当該募集人数から当該合格者の数を減じた人数を連携型選抜の募集人数に加えて、合格させることができる。

9 合格者の発表

合格者の発表は、**2月9日（木）午後4時**に連携型高等学校において行う。

連携型高等学校長は、選抜の結果を連携型選抜結果通知書（様式G-1）及び合格通知書（様式H）により連携型中学校長に通知する（**2月9日（木）午後3時頃**に郵便で発送する。）。

10 合格者数等の報告

- (1) 連携型高等学校長は、合格者決定後、**2月9日（木）正午**までに合格者数等（学科別に男、女、計等）を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に電子メールで報告する。
- (2) 連携型高等学校長は、**2月16日（木）**までに検査等の実施状況を県教育長（高校教育課教育指導班あて）に報告する。

11 合格者の取扱い

連携型選抜による合格者は、後期選抜及び第二次募集並びに通信制課程の選抜に出願できない。